

ポスト「コロナ持続的発展計画事業における 経営改善支援センターの支援体制

A black and white portrait of a young man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a dark striped tie. He is smiling and looking towards the camera. A small circular logo is visible on the left side of his suit jacket.

独立行政法人中小企業基盤整備機構
事業承継再生支援部事業再生支援課
主任 石崎信裕

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン対応が始まっているものの、未だに終息が見えない状況です。同ウイルスが発生した当初は、ここまで長引くものと想定できていた方は多くいらっしゃるな

このような状況下では、計画策定完了までの所要期間が短い早期経営改善計画策定支援事業（通称・ポストコロナ持続的発展計画事業）が事業者様のご負担を抑えつつお役に立てるものと思われます

士などの認定支援機関の助力を得て行う
経営改善計画の策定を支援し、経営改
善・生産性向上の取り組みを促進するこ
とを目的とした組織です。

かつたでしよう。事業者に対する支援施策も多分に漏れず、長引くことが想定されておらず期限の短い応急処置のような対応となつているものもございます。

そのような支援期間が短い債務の条件緩和に係る制度については、債権者である金融機関等にとっても、限定期的に緩和条

経営改善支援センターの支援体制

対応となつてゐるものもござります。そのような支援期間が短い債務の条件緩和に係る制度については、債権者である金融機関等としても、限定的に緩和条件等を許容していたものが想定よりも長引いており、債権管理上苦しい状況のようです。そのため、事業者様が借入債務の条件緩和等の継続依頼を行つた際に、

的な経営改善を必要とする中小企業・小規模事業者の経営改善計画の策定を支援します。

②の「ポストコロナ持続的発展計画事業」では、資金繰り管理や採算管理といつ

「(3)の「ホノ」」に口に持続的発展計画等
「(3)の「ホノ」」では、資金繰り管理や採算管理といつ
た基本的な内容の経営改善の取り組みを
必要とする中小企業・小規模事業者が、
金融支援等が必要となる前の段階で簡易
な手立て等を行なうことを第一に位置づけ、

な経営改善計画の策定を支援します。

求められるケースも少なくないとお聞きします。

経営改善支援センターとは、経営改善が必要な中小企業・小規模事業者が税理

ふたつの事業の主な違いは金融支援が
セットになっているか否かです。

■図1

	早期経営改善計画策定支援 (通称:ポストコロナ持続的発展計画事業)	経営改善計画策定支援 (通称:405事業)
計画書の 内容	ビジネスモデル俯瞰図	ビジネスモデル俯瞰図
	ー	会社概要表
	資金実績・計画表又は資金予定表	資金実績・計画表
	計画損益計算書(PL)	計画財務3表(PL、BS、CF)
	アクションプラン	アクションプラン
	計画期間は1年～5年で任意	計画期間は5年程度
金融支援	必須ではありません	リスクや新規融資など金融支援を伴うもの
同意確認	メイン金融機関へ計画を提出	すべての取引金融機関へ計画を提出
	メイン金融機関から受取書を取得	すべての取引金融機関から同意書を取得
モニタリング	1年後に1回のみ	1～12カ月ごとに3年間

各都道府県の経営改善支援センターは、当事業の開始当初は補助金の受付・支払業務中心の対応となっていましたが、複雑化する案件へ対応すべく、原則にとらわれすぎない臨機応変な対応へと移行するよう当機構からアナウンスしております。

センター職員には、金融機関出身者が多数在籍しているため、その経験を活かし、事業計画の中身に関する助言を行うとともに当機構としては期待しています。徐々にではありますか、事務的な対応から脱却できているセンターもあり、それゆえに申請時にセンター職員から認定支援機関等に案件の内容についてご説明を求めることが少なくなっています。

かかる対応により、申請の手間が増え、複雑な案件が発生した際は、事務規則から外れていても当事業の趣旨が可能となり、当事業の満足度向上につながるものと考えております。

認定支援機関等におかれでは、事務手続きはもちろん、案件等でお困りの際は忌憚なくセンターへご相談ください。また、センターでの判断が難しいようなケースでも、当機構に照会いただければ、対応を検討させていただきます。

冒頭に記載しているような現在の状況下で、債権者である金融機関等から簡易的な計画を求められるケースですと、405事業では工数がかかり事業者の費用や時間の負担が希望以上に重くなってしまうことも想定されます。

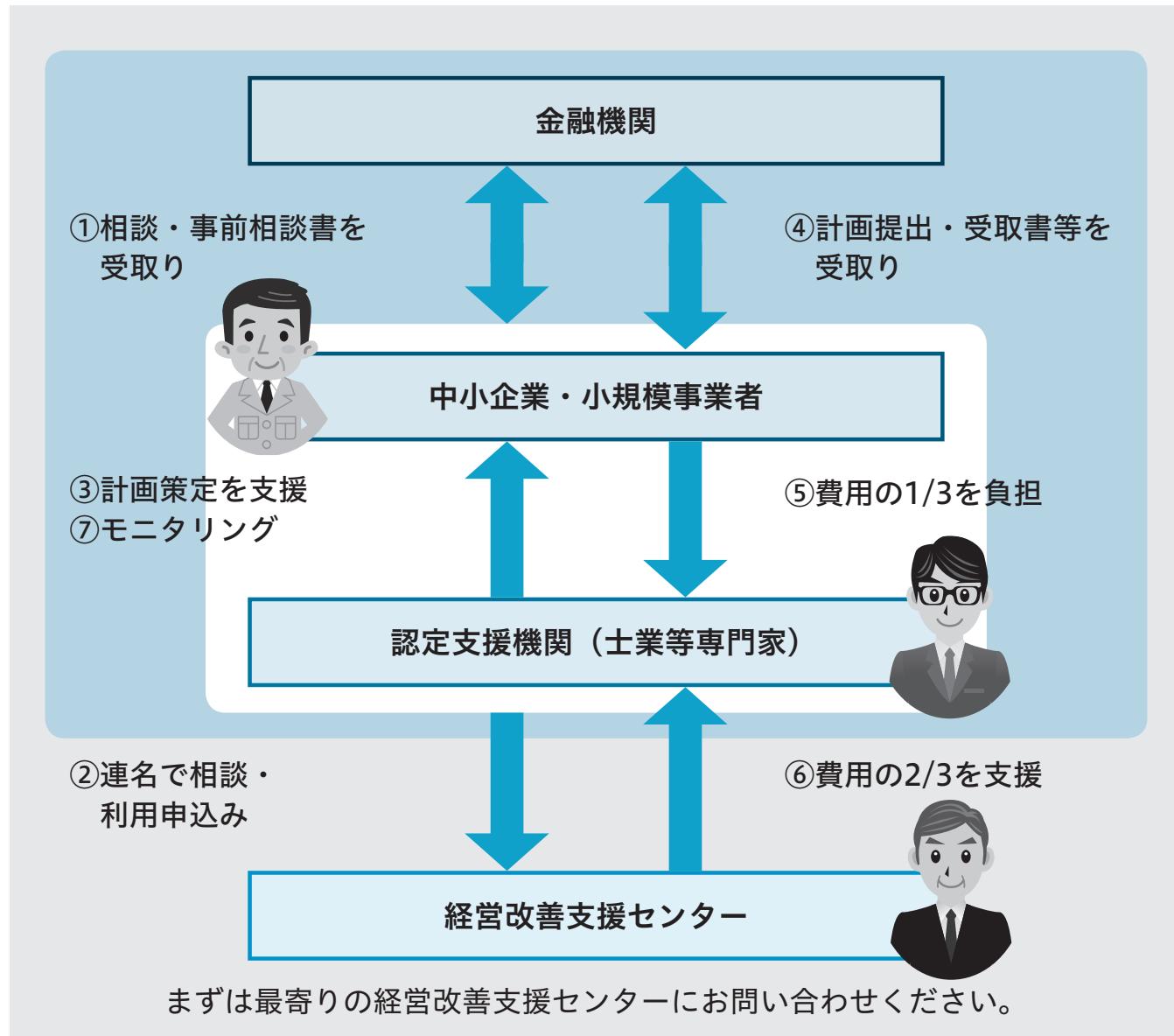
一方で、ポストコロナ持続的発展計画事業であれば金融支援を要さないため、簡易的な計画を迅速に策定ができるので金融機関や事業者のニーズにマッチするものと思われます。事業者様の状況に応じて、使い分けていただけますと幸いです。

さて、前述のとおり需要の増加が見込まれるポストコロナ持続的発展計画事業について、簡単に紹介をいたします。

【図2】のとおり、

- ①事業者および認定支援機関がメイン取引先の金融機関に対して事前の相談を行います。金融機関が認定支援機関として連名で申請する場合は不要ですが、認定支援機関と事業者の2者で申し込む場合には、事前相談書を受け取ります。
- ②認定支援機関と事業者の連名で経営改善支援センターへ利用申請をしていただきます。
- ③認定支援機関により計画の策定が完了しましたら、
- ④事前相談を行ったメイン行へ計画を提出し受取書をいただきます。
- ⑤事業者から認定支援機関に計画策定に係る謝金総額の1/3をお支払いの上、
- ⑥残りの2/3について、経営改善支援センターへ申請いただき補助金を受け取ります。
- ⑦策定後、計画書が通年寄与した年度の決算を基にモニタリングを行い、
- ⑧事業者から認定支援機関にモニタリングに係る謝金総額の1/3をお支払い

■図2



いただき、
⑨残りの2／3について、経営改善支援センターへ申請いただき補助金を受け取ります。

以上で、案件の大まかな流れが完了します。

申請手続きや計画策定のポイント

業の中小企業庁のHPに掲載しているフォーマットは最低要件のみのものとなつておるため、その要件を満たしたのみの計画書では、事業者や金融機関に満足いただけない懸念もありますので、事業者とよくご相談いただき、必要に応じてバランスシートやローカルベンチマーク資料等の追加をご検討ください。

認定支援機関、TKC会員事務所への期待

持続的発展計画事業の認知度向上を図りたいと考えております。

TKC会員の皆様やその他の認定支援機関の皆様には、案件の定性的な部分の解説等をできるように準備の上、案件の組成を行い利用申請等にご対応いただきますようお願いいたします。

当事業の認知度向上の取組み

中小機構では近々、以上の事業者の需要に対応するため、当事業における課題である認知度向上を企図して、中小企業庁のHPに掲載されます「認定支援機関検索システム(https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea)」の各認定支援機関様の支援実績に当事業の欄を追記していただくことや中小機構のHP上に今般新設されましたポストコロナ持続的発展計画事業の資金予定表簡易作成ツールを加工し、事業者ご自身でも資金繰り自己診断をより簡易的に行えるようなWebページを作成予定です。Webページ作成後は、QRコードやURLを活用し、

また、特にTKC会員の皆様は、ノウハウやシステムの横連携ができる点において、他の認定支援機関よりも高度な支援がなされていると認識しております。件数はもちろん質においても、ご期待に応えていただいているところ恐縮ですが、事業者の経営改善ニーズが増すことが想定されますので、今後とも当事業のご活用をよろしくお願いいたします。

申請手続きにつきましては、中小企業庁のHP <<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/kaizen/souki.html>>に掲載されておる「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援）に関する手引き」に記載のとおり、計画策定とモニタリング費用の割合についてなど一定の基準や要件を設けておりますので、お手元に同手引きを用意していただき、確認の上、申請いたぐことで修正作業等の抑制につながると思います。定められている基準から外れる案件につきましては、事前に各都道府県のセンターへ相談いただきことをお薦めいたします。場合によっては検討可能となることがあります。

また、ポストコロナ持続的発展計画事